

浪速区地域福祉ビジョン

令和7年4月～令和10年3月



令和7年4月

浪速区役所

浪速区地域福祉ビジョン

1 地域福祉ビジョンの改定にあたって

- (1) 改定の背景、位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- (2) 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

2 地域福祉をめぐる状況

- (1) 人口・世帯の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- (2) 高齢者の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- (3) 障がい者の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- (4) こどもの動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- (5) 生活困窮者の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- (6) 権利擁護の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7

3 これまでの取り組み状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9

4 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11

5 取り組みの方向性

- (1) つながりを感じみんなで支え合う地域づくり・・・・・・・・ P 12
- (2) 高齢者が安心していきいきと暮らせる地域づくり・・・・・・・・ P 14
- (3) 障がいがあってもなくても自分らしく暮らせる地域づくり・・・・・・・・ P 16
- (4) すべてのこどもが健やかに成長できる地域づくり・・・・・・・・ P 17
- (5) 生活困窮など複合的な課題を相談できる体制づくり・・・・・・・・ P 19
- (6) 人権が尊重される地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ P 20
- (7) 災害に強い福祉のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・ P 22



1 地域福祉ビジョンの改定にあたって

(1) 改定の背景、位置づけ

地域福祉ビジョンとは、年齢や障がいの有無、国籍・文化の違いなどに関係なく、誰もが健やかに暮らすことができ、ひとりの人間として尊重され、人と人とのつながりを感じることのできる地域社会をめざすために、区役所や社会福祉協議会、障がい者基幹相談支援センターなどの関係機関、地域活動団体、医療機関、生活関連施設等が連携して実施する施策展開の方向性を示すものです。

令和元年11月に策定した「浪速区地域福祉ビジョン」（令和元年度～令和5年度）は令和7年3月で計画期間が満了となります。

この間、少子高齢化に加え、コロナ禍による生活困窮や孤立の顕在化、大規模災害時の要援護者支援など、地域福祉を取り巻く課題はますます複雑・多様化しています。

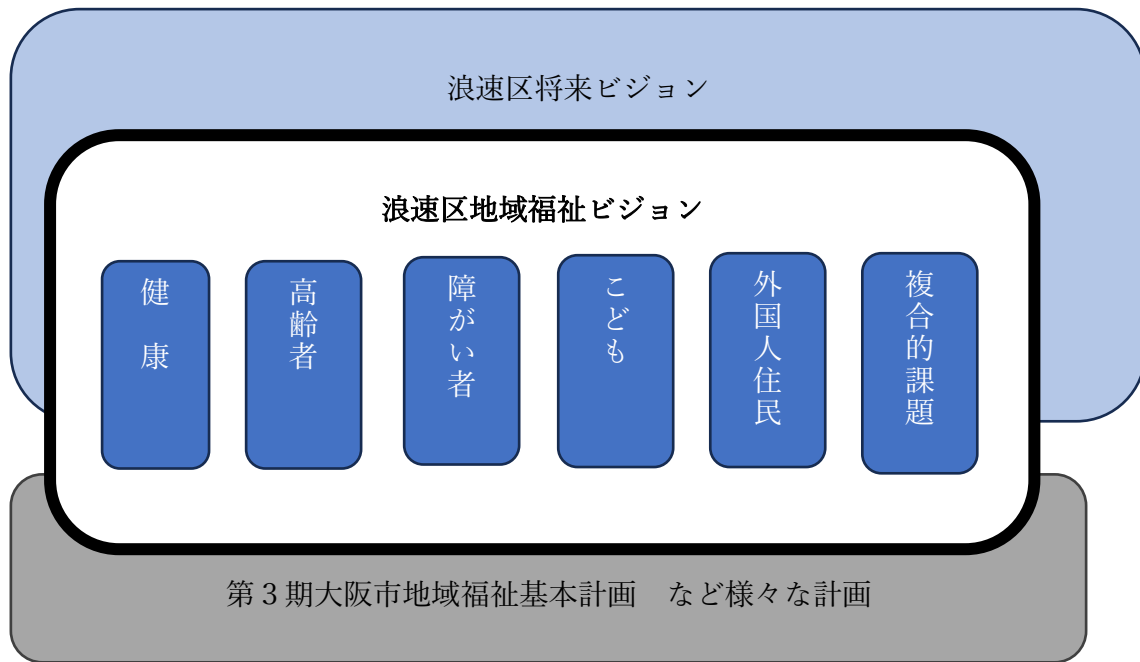
こうした状況に加え、浪速区においては高い単身高齢者率、生活困窮者や外国人住民の増加、町会加入率の低下にみられる地域コミュニティの希薄化などの特性がみられます。

また、大阪市では「第3期大阪市地域福祉基本計画」を令和6年度からの3か年計画として策定していることから、浪速区においても市の計画等との整合性を図り、これまでの地域福祉の取組みを踏まえつつ、令和7年度以降の新たな計画（ビジョン）を策定する必要があります。

新しいビジョンは、「第3期大阪市地域福祉基本計画」との整合性を図るとともに市の各種計画（「大阪市障がい者支援計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「こども・子育て支援計画」等）を踏まえ、浪速区の特性に応じた計画とし、現行の「浪速区将来ビジョン」にかかげる「住んで誇りに思える、魅力と活力あふれるまち 浪速区」をめざすための施策展開の方向性を示すものとして策定します。

この新しいビジョンに基づき、区民一人ひとりが自分らしく生きることができ、地域福祉が充実した誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

計画体系（イメージ図）



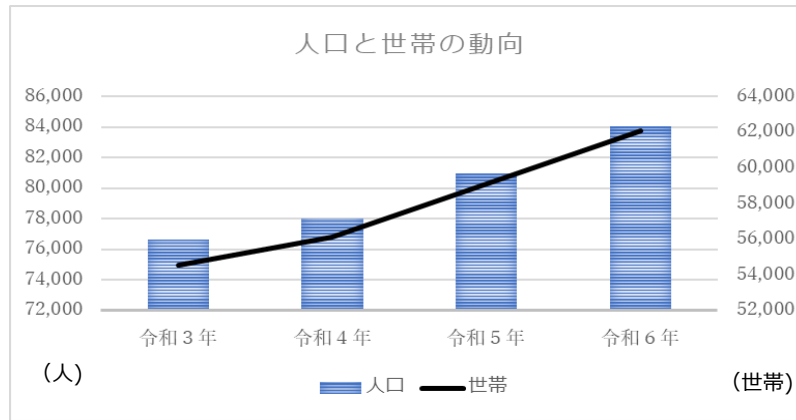
（２）計画の期間

令和 7 年 4 月から令和 10 年 3 月末まで

※ただし、浪速区将来ビジョンや大阪市の各種計画の改訂により
修正する必要が生じた場合は適宜見直すこととします。

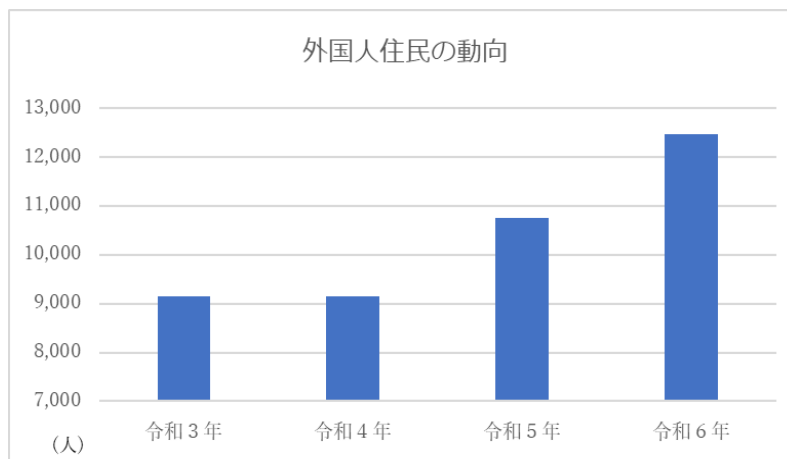
2 地域福祉をめぐる状況

(1) 人口・世帯の動向



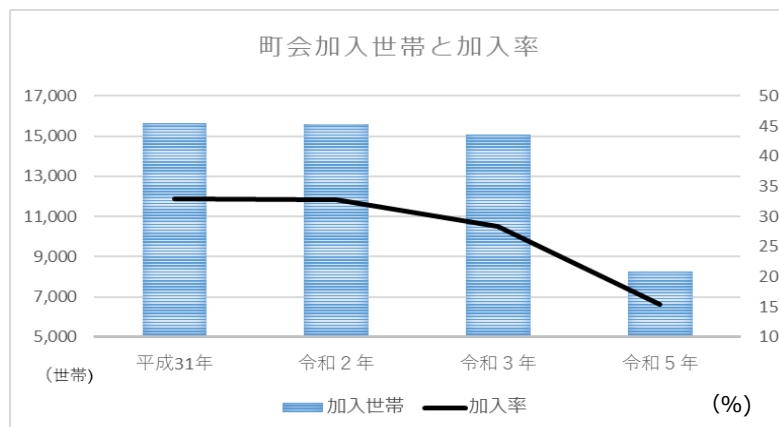
大阪市推計人口（各年5月1日時点）より

令和3年と比較して
令和6年の
人口は7,408人
世帯は7,540世帯
増加しています



大阪市住民基本台帳月報（各年4月末日時点）より

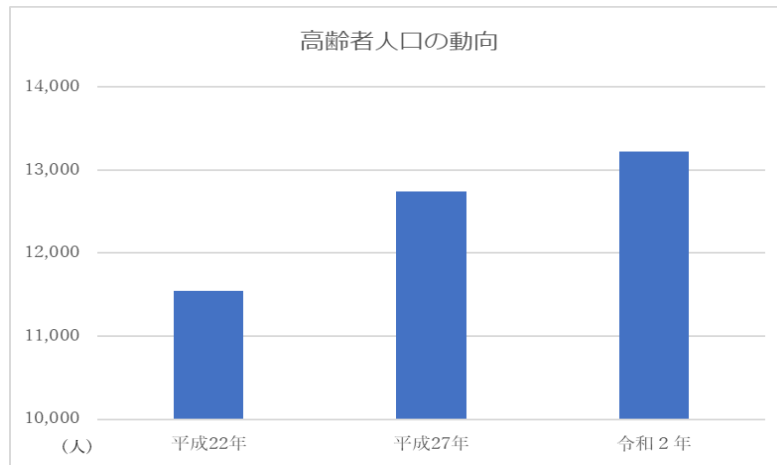
令和3年と比較して
令和6年の外国人住民は
3,337人増加し
区民の約14.8%を
占めています



大阪市による調査より

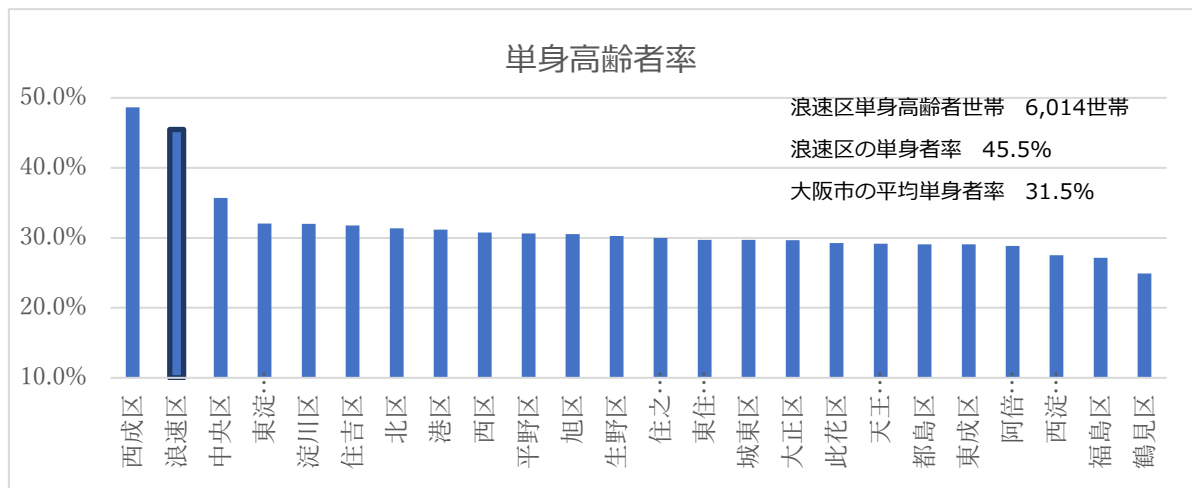
町会加入率は
平成31年の32.9%に対し
令和5年は15.5%と
半分以下になっています

(2) 高齢者の動向



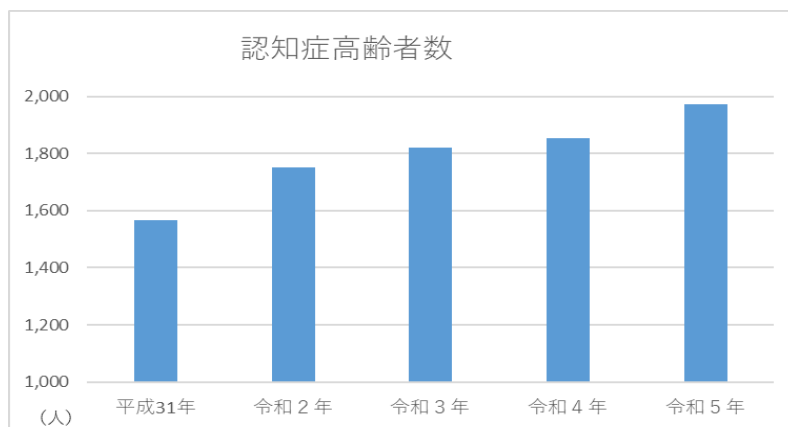
区の令和2年の
高齢者人口は
平成22年と比較して
1,674人
増加しています

国勢調査より



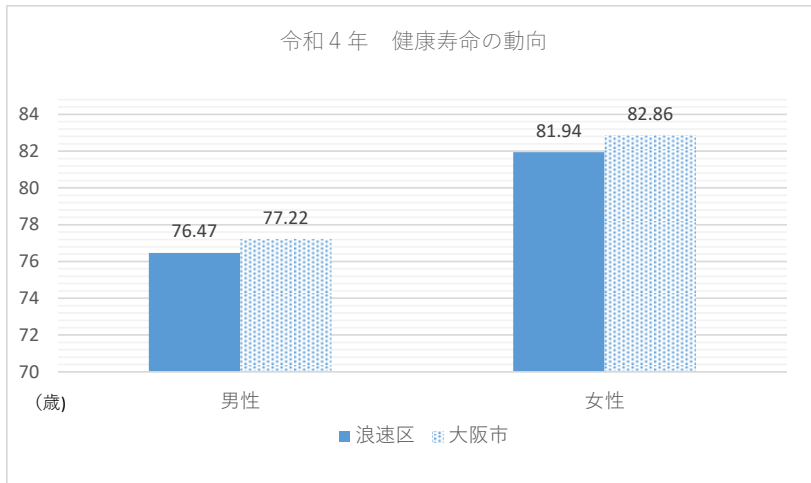
西成区について単身高齢者率が高い状況です

令和2年国勢調査より



認知症高齢者は
平成31年と比較して
令和5年には
405人増加し
高齢者の約15%を
占めています

大阪市介護保険システム（各年4月1日時点）より

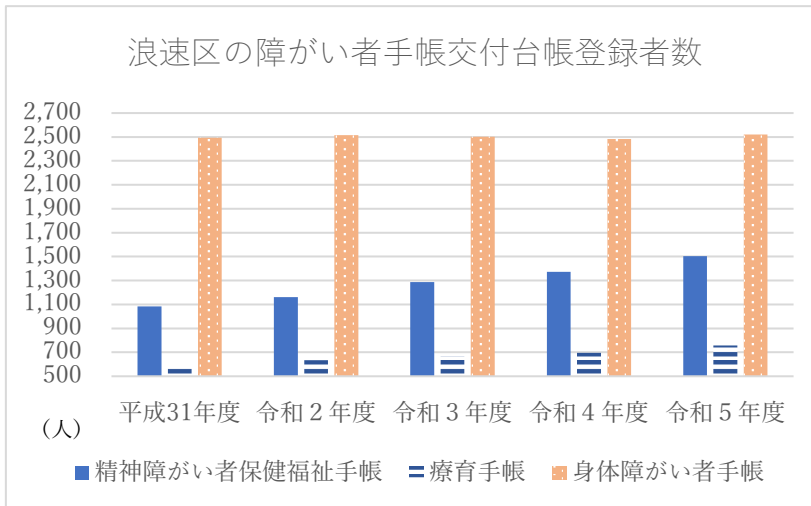


大阪市による算定

浪速区の健康寿命は
大阪市の平均と
比較して
男性・女性とも
低い傾向にあります



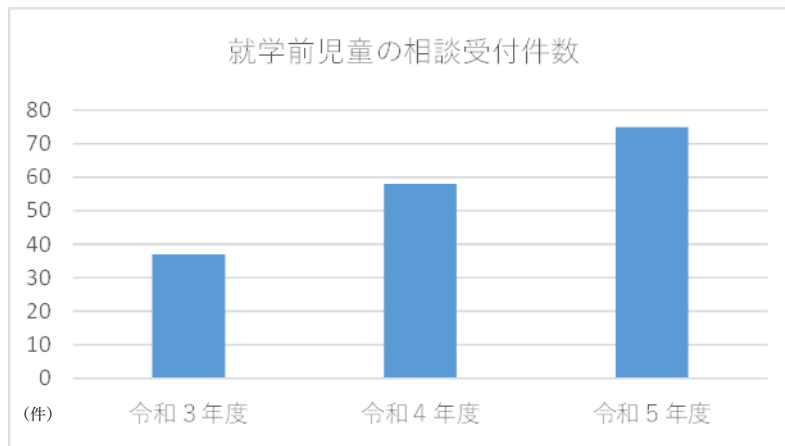
(3) 障がい者の動向



交付台帳登録者数（各年度3月31日現在）

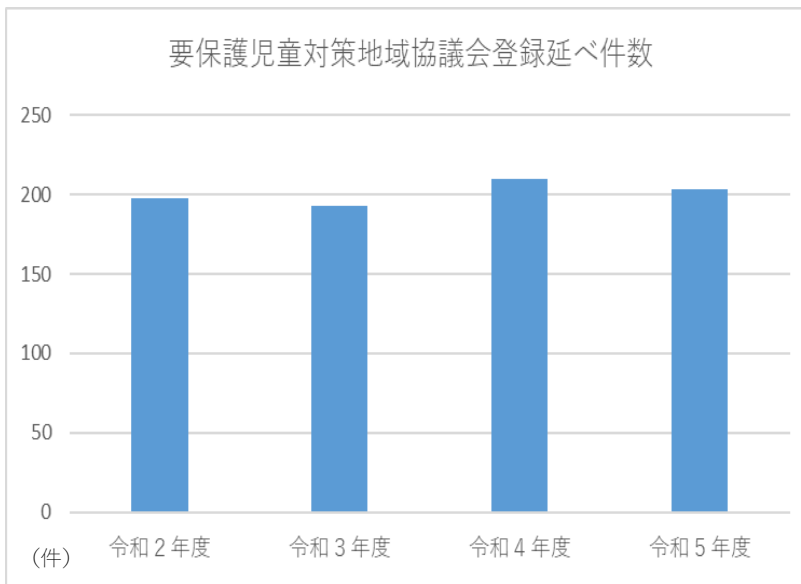
平成31年度と比較
して令和5年度には
精神障がい者保健福祉
手帳と療育手帳の登録
者が増加しています

(4) こどもの動向



各年度実績

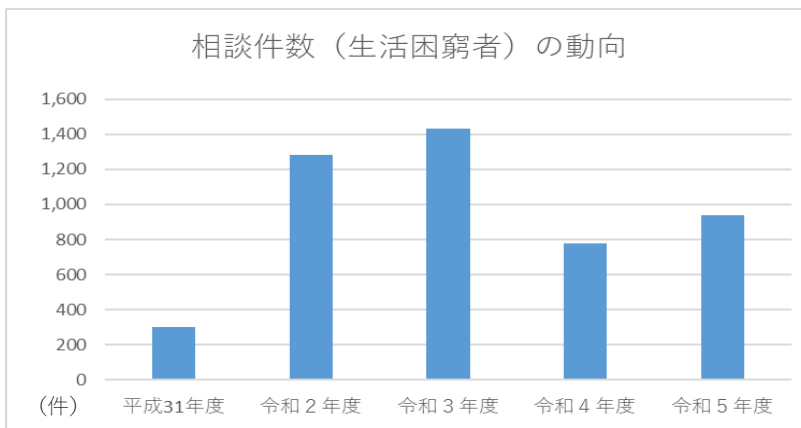
令和3年度と比較して
令和5年度の
就学前児童に関する
相談件数は約2倍
になっています



虐待のリスクが
潜在している
児童や世帯が
一定数存在しています

各年度実績

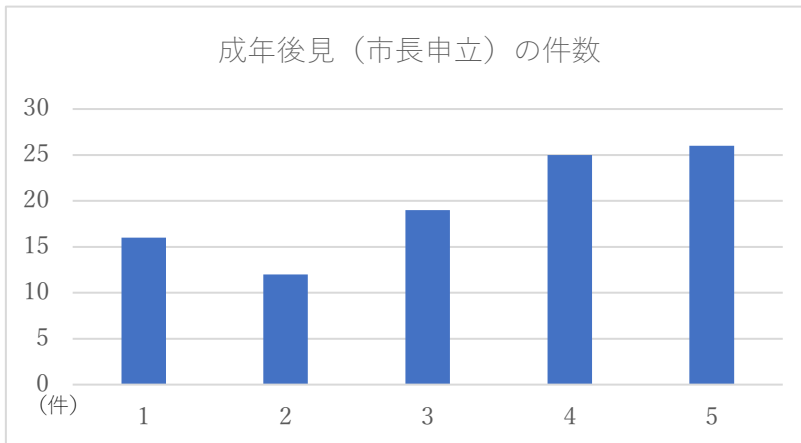
(5) 生活困窮者の動向



平成 31 年度と比較
して令和 5 年度の
生活困窮に関する相談
件数が約 3 倍に
なっています

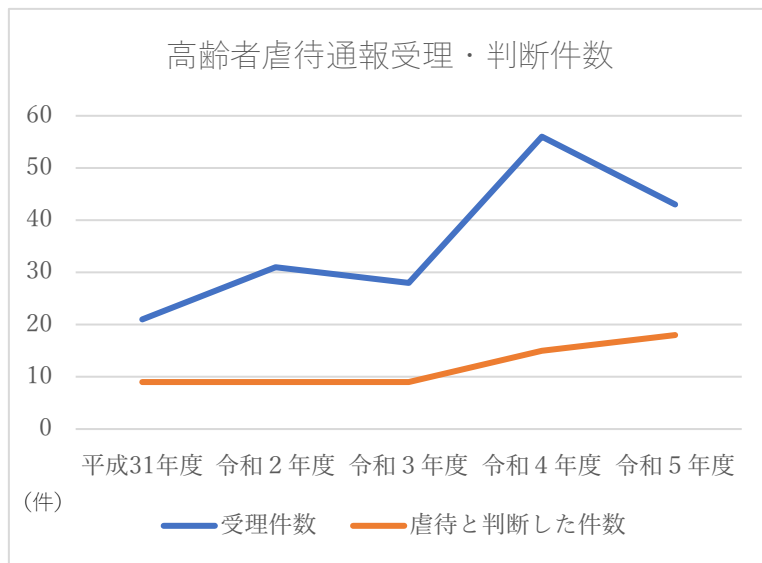
各年度実績

(6) 権利擁護の動向



親族等による成年後見
の申立てができない方
が一定数存在して
います

各年度実績



各年度実績

平成 31 年度と比較
して令和 5 年度の
高齢者虐待に関する
相談受理件数、
虐待判断件数とも
増加傾向にあります

3 これまでの取組み状況

浪速区将来ビジョンでは、浪速区のめざす将来像「住んで誇りに思える、魅力と活力あふれるまち 浪速区」を実現する柱のひとつとして、「健やかで人と人とがつながるまちづくり」を掲げ、地域福祉や健康づくりの取組みを進めてきました。

また、浪速区将来ビジョンに基づく具体的な取組みとして浪速区運営方針を策定し、年度ごとに目標を掲げ、その取組みの成果を測定しています。

【めざす状態】

- ・地域に身近な相談者や窓口があり、一人ひとりが安心して、住み慣れた地域で健康でいきいきと生活できると感じられる状態
- ・身近な地域で、安心してこどもを「産み」「育て」、将来も住み続けたいと思っている状態

【主な具体的取組み】

見守り活動

- ・地域の実情や要支援者のニーズに応じた地域福祉の取組みの充実に向け、要援護者名簿（※1）を活用し、地域や関係団体と連携・協働した見守り活動を推進しています。
- ・見守り活動の認知度向上に向け、区の広報紙等による情報発信を行っています。

子育て支援の充実

- ・子育て世帯の多様な相談や支援ニーズに対応し、子育てしやすい環境づくりを進めています。

相談支援体制の充実

- ・経済的困窮と親の介護など複合的な課題を抱えた人に対して、総合的な支援が行えるよう体制を整備し、的確に対応できる仕組みづくりを進めています。

虐待防止や権利擁護の推進

- ・こどもや障がい者、高齢者等に対する虐待の予防、早期発見、早期対応に向け関係機関と連携して取り組むとともに、身寄りがいない方や認知症高齢者の方に対して成年後見（市長申立て）制度の利用を積極的に進めています。

【成果目標・実績】

- ・令和7年度末までに要援護者名簿を活用し、地域に応じた見守り会議が開催されている地域数 全11地域（令和5年度末：6地域）
- ・令和7年度末まで重大な児童虐待0（ゼロ）を維持

※1 要援護者名簿

行政が保有する要援護者情報（要介護3以上、身体障がい1・2級、人工呼吸器装着者等医療機器への依存が高い方など一定の要件を有している方）と地域での日常的な見守り活動等により収集した情報を集約し、要援護者として同意を得られた方の名簿

4 基本的な考え方

年齢や障がいの有無、国籍・文化の違いなどに関係なく、誰もがひとりの人間として尊重され、人と人とのつながりを感じることでできる地域社会づくりをめざします。

そのために（大きな方向性として）

① すべての区民が安心して暮らせる地域づくり

地域住民による見守り活動・居場所づくりの支援を行うことなどによって重層的な見守り体制を構築し、孤立のない支えあいの地域社会をめざすとともに、災害時には避難行動要支援者（※2）への対応につなげていくことができる取組みを進めていきます。

② すべての区民が健やかに暮らせる地域づくり

高齢者や障がい者をはじめ、支援が必要なこどもや子育てに悩む保護者など、支援を必要とするすべての方を適切な支援につなげていくとともに、健康寿命の延伸や介護予防の取組みを通じて健やかに暮らせる地域づくりを進めます。

③ すべての区民の人権が尊重される地域づくり

個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障されるように、判断能力が不十分な人の意思決定を支援する取組みを進めます。

④ 広くみんなで支え合う地域づくり

地域での支え合い、助け合いの意識づくりと、地域福祉活動に参加するきっかけづくりを進めることにより、あらゆる世代の住民が、みんなで支え、助け合う地域づくりをめざします。

※2 避難行動要支援者

高齢者や障がい者など特に配慮を要する者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

5 取組みの方向性

(1) つながりを感じみんなで支え合う地域づくり

【現状】

地域活動団体（地域活動協議会など）、民生委員・児童委員地区協議会、地区社会福祉協議会等により食事サービスやふれあい喫茶、世代を超えたふれあい・交流事業、高齢者やこどもの見守り等さまざまな地域活動が展開され地域コミュニティが育まれてきました。

人口は増加していますが、マンション居住者や若い世代の地域活動への関心の低さ、人と人とのつながりの希薄化といった問題や、日本語の情報発信だけでは支援が行き渡らない外国人住民の増加など、地域活動の担い手不足や高齢化、固定化が進むとともに情報発信の多言語化が必要になってきています。

要援護者名簿を地域活動協議会や民生委員・児童委員等に提供し、日常的な見守り活動を展開しています。

【課題】

地域全体での支えあいを実践していくためには、マンション居住者や若い世代等、これまで地域活動への関わりが薄かった人たちも含めた新たな担い手づくりが必要です。交流の促進や孤立化を防ぐための食事サービスやふれあい喫茶、もちつき大会や盆踊りなど、誰もが気軽に参加できる活動の場の情報を積極的に発信し、認知度を向上させるとともに参加を促していく必要があります。

日本語の情報だけでは理解が難しい外国人住民に対する情報発信や制度説明、要望の聞き取りなどに必要なコミュニケーションツールが十分ではありません。

地域の見守り活動者が日常的な気づきや発見を専門機関につなげ、状況を把握し必要な支援を行っていくため、関係者が連携し、一体となって取組みを進める共助の仕組みの強化が必要です。

【取組みの方向性】

- ・地域での人とのつながりや絆づくり、新たな担い手づくりにつなげていくため、マンション居住者や若い世代、地域で就労されている方等に対し、区の広報紙やホームページ、SNSを利用し各種地域活動や見守り活動などの情報発信等を行い、地域課題を地域全体で解決するための支えあいや助けあいの意識づくりを進めます。

- ・外国人住民とのコミュニケーションの円滑化や情報格差をなくすため、チラシの多言語化や外国語翻訳機の導入を進めます。

- ・地域でのさまざまな福祉活動の展開を支援し、「見守りネットワーク強化事業」（※3）や地域活動団体等との連携を通じて要援護者の把握に努めるとともに、「地域見守り会議」の実施などにより見守り活動の充実を図ります。

※3 見守りネットワーク強化事業

浪速区社会福祉協議会に「見守り相談室」を設置し、要援護者情報の整備・管理や孤立世帯等への専門的対応、認知症高齢者等の行方不明時の早期発見の取組みを行う委託事業

（２）高齢者が安心していきいきと暮らせる地域づくり

【現状】

健康寿命の延伸に向け、地域主体の健康づくり活動や認知症に対する予防活動など介護予防活動を展開するとともに、生活習慣の見直しや健康づくりに関する啓発を行っています。

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、医師会・歯科医師会・薬剤師会をはじめとする医療関係者、地域包括支援センター、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所等で構成する在宅医療・介護連携推進会議を設置し、医療・介護関係者のお互いの顔が見える関係づくりを進めるなど、在宅医療・介護の連携推進に取り組んでいます。

浪速区社会福祉協議会では、各地域で取り組んでいる食事サービスや「いきいき百歳体操」などの地域福祉活動をはじめ、老人クラブ等による健康づくり、仲間づくり、生きがいつくりの活動を支援しています。

地域包括支援センターでは、介護、福祉、保健に関する悩みや相談に応じる地域の身近な相談窓口としてさまざまな関係機関と協力しながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるように支援しています。

さらに、区内に３か所の総合相談窓口（ランチ）を設置して高齢者の相談支援に対応しています。

【課題】

特定健診の受診率が市内24区の中でも低く、特定健診の受診など健康寿命の延伸に向けた意識啓発が必要です。

在宅医療サービスの利用を促進し、在宅医療・介護連携を推進していくため、区民、関係者に対し、具体的なメリットを示していく必要があります。

健康づくりや仲間づくり、生きがいつくり活動への参加を促進するため、食事サービスや「いきいき百歳体操」等の情報発信を強化することが必要です。

高齢者支援窓口の認知度向上や積極的な利用につなげるため、地域包括支援センターや総合相談窓口（ランチ）等の情報発信が必要です。

【取組みの方向性】

- ・関係団体と連携し、健康づくりや在宅医療、介護予防、認知症予防の広報・啓発を進めるとともに、相談支援体制の充実を図ります。

- ・本人の意思を尊重しながら、在宅生活を支えるために必要な医療・介護サービスが、切れ目なく一体的に提供されるよう、関係団体と連携し在宅医療・介護連携の取組みを推進します。

- ・住民主体の健康づくりや通いの場を支援するとともに、区内で実施されている健康づくり、仲間づくり、生きがいつくり活動の紹介や情報発信を行い、区民の参加を促

します。

- ・地域包括支援センターと総合相談窓口（ブランチ）の認知度向上に向けた広報を積極的に進めます。

(3) 障がいがあってもなくても自分らしく暮らせる地域づくり

【現状】

障がい者基幹相談支援センターが、障がいのある方や家族等からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助など必要な支援を行っています。

また生活経験豊富な障がい当事者又は関係者が身体障がい者相談員や知的障がい者相談員として、身近な地域で相談を行っています。

区内にある相談支援事業所等が集まり、情報や課題を共有し連携を強化することで、相談支援サービスの向上に努めています。

【課題】

障がいのある方が地域で自分らしく安心して暮らしていくために、相談先である障がい者基幹相談支援センターの認知度向上を図るとともに、相談支援機関や事業所等と連携した相談支援体制を充実させ、個々の状況やニーズに応じた福祉サービスの提供や自立支援を進めていくことが必要です。

【取組みの方向性】

- ・区役所、障がい者基幹相談支援センター、関係相談支援機関、事業所等の連携により、情報や課題を共有し個人の状況やニーズに応じた福祉サービスの向上や相談支援体制の充実に努めます。
- ・障がい者基幹相談支援センターの認知度向上に向けた広報を進めます。

（４）すべてのこどもが健やかに成長できる地域づくり

【現状】

浪速区では、転出入率が高く、外国人住民も増加していることから、子育て世帯が地域とのつながりや交流の機会を持つことが難しい状況にあります。相談相手や養育を助けてくれる存在が少なく、孤立感や育児不安に陥りやすい状況が生まれ、深刻な場合にはこどもに対する不適切な養育や、ひいては児童虐待事案が生じることもあります。

区役所では、こどもの発達・性格行動・しつけ・非行・不登校など、こどもに関する様々な相談に応じるほか、関係機関との連携により、地域での子育てに関する情報提供を行っています。

令和６年度から、区役所内に母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、児童虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで切れ目なく、漏れなく対応することを目的としたこども家庭センター機能を設置し、子育て世帯に対する支援をさらに強化しています。

児童虐待に関しては、相談や通告をもとに、学校園、保育施設、こども相談センター、区役所等で構成する区要保護児童対策地域協議会において、支援対象児童等に関する情報を共有し、役割分担しながら、適切な支援を図っています。

【課題】

子育てにおいて不安や悩みはつきものであり、気軽に相談できる相手や支援者が必要です。子育て世帯を孤立させることなく、地域ぐるみで支援を行っていくことが求められています。

転出入率が高く、外国人住民が多い当区においては、地域社会とのつながりが薄く、孤立しがちな場合も見受けられ、子育ての不安や悩みを相談する人がなかなか見つからず、悩みを抱えこんでしまう人が増えていることが懸念されます。このような世帯に対し、気軽に相談できる場や、子育て世帯同士の交流の場を提供し、地域の社会資源につないでいくことが必要です。また、子育て世帯が求める情報のニーズを把握して情報発信していくことが必要です。

ヤングケアラーを含め、虐待リスクが潜在している児童や世帯の状況を早期に把握するため、学校園や地域活動団体等との連携をはじめ、ネットワークの強化・拡大を図るとともに児童虐待の相談や通告に対して適切な支援を図る必要があります。

【取組みの方向性】

- ・地域との関係が薄い、子育てに不安や悩みを持つ保護者に対して、気軽に参加することができる子育て世帯の交流の機会を提供します。また、子育て世帯が求める情報を広報誌、区ホームページ、SNS等を活用しながら発信していきます。

- ・学校園や地域活動団体等とのネットワーク強化・拡大を図るにあたり、子育て世帯

の家庭環境や生活状況は日々刻々と変化していくことを前提として、互いに情報共有を迅速に行い、個々の子育て世帯に応じた支援を行うように努めます。

（５）生活困窮など複合的な課題を相談できる体制づくり

【現状】

高齢者、障がい者、こども、生活困窮者等に対する相談支援体制については施策分野ごとに設置してきましたが、福祉課題が一層複雑化・多様化・深刻化するなか、複合的な課題を有する人や世帯への支援は、施策分野ごとの体制では十分に対応できないことが多くなってきました。

いわゆる8050問題（※4）では、親の介護等の問題は、地域包括支援センターで対応できますが、子への対応はできないことから、こうした複合的な課題を有する人や世帯の相談に応じ分野横断的かつ包括的に支援する体制として、生活困窮者自立支援相談窓口を整備しました。それぞれの課題に応じて支援内容を調整する会議（つながる場）を開催し、情報や支援内容を共有しています。

【課題】

生活困窮者自立支援相談窓口である「くらしサポートセンターなにわ」や支援内容を調整する会議（つながる場）の認知度は十分ではないため、制度や窓口の周知を図るとともに、しくみを有効に機能させていく人材の育成も必要です。

【取組みの方向性】

- ・抱える悩みや求める支援の内容に応じた相談窓口情報の発信や案内、相談窓口である「くらしサポートセンターなにわ」の認知度向上、支援内容を調整する会議（つながる場）に関する情報など総合的な案内・情報発信を行います。
- ・複合的な課題を有する人や世帯に的確に対応するため、区役所職員の意識向上や関係機関等との連携を強化するとともに、支援調整の場（つながる場）を活用し、適切な支援につなげていきます。

※4 8050問題

80代の親が50代のこどもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のこと

（６）人権が尊重される地域づくり

【現状】

認知症の早期発見・早期対応を促進するため、認知症診療・ケアの経験豊富な医師と、医療・介護・福祉の専門職で構成する認知症初期集中支援チーム「浪速区オレンジチーム」の専門スタッフが、認知症ではないかと心配されている方を訪問し、相談・支援を行っています。

高齢者や障がい者に対する虐待は、養護者（家族による場合が多い）の介護疲れや認知症、精神疾患等の病気への理解不足が原因であることが多いとされています。日常生活の中で、知らず知らずのうちに虐待に至る場合が多く、どこにでも誰にでも起こる可能性があります。虐待をしている側も受けている側も虐待に関する意識が低く、外から見えにくい家の中で起きることが多いため、養護者（家族）が地域で孤立したまま深刻な事態に陥ることがあります。

高齢者や障がい者に虐待案件が発生した場合は、区役所をはじめ地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センター、医療等関係機関が協力して情報収集し、場合によっては弁護士、司法書士や社会福祉士などの専門職の助言を受けながら対応しています。

身寄りがいないなどの理由で親族等による成年後見制度（※５）が利用できない方について、親族等に代わって大阪市長が家庭裁判所に成年後見の申立てを行っています。

【課題】

「浪速区オレンジチーム」の活動等認知症施策や虐待に関する広報、相談窓口の情報については区民に十分に認知されているとはいえない状況です。

成年後見の申立ては、家庭裁判所への手続きが煩雑であり、本人や親族の高齢化、単身世帯の増加、親族関係の希薄化、認知症等による判断能力の低下など、本来、成年後見制度を必要とするものの、申立てができない人が多く潜在しています。

成年後見制度の認知度が低いいため、問題が露呈してから利用を検討する 경우가少なくありません。

【取組みの方向性】

- ・虐待の早期発見や未然防止に向け、認知症や精神疾患等に対する理解を深めるため、区の広報紙やホームページ等を活用して、介護、医療的ケアに関する相談、認知症や精神疾患等に関する相談等の窓口や連絡先等の情報発信に取り組むとともに、虐待や認知症に関する知識や理解の普及・啓発に努めます。

- ・成年後見制度の利用促進に向け、制度をていねいに説明した広報を行います。

- ・判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用や財産、日常的な金銭の管理を支援します。

- ・高齢者や障がい者に対する虐待案件が発生した場合に適切な対応を行えるよう、関係者による連絡会議や研修会を開催し現状や知識の向上、情報交換に努めます。

※5 成年後見制度

認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人に対し、法的に権限を与えられた成年後見人等が本人に代わって不動産や預貯金などを管理したり、福祉サービスの利用や病院の入院などの手続きを行ったりすること

(7) 災害に強い福祉のまちづくり

【現状】

地域活動団体や民生委員・児童委員地区協議会、地区社会福祉協議会等によりさまざまな地域活動や見守り活動が行われていますが、マンション居住者や若い世代の地域活動への関心の低さ、人と人とのつながりの希薄化といった問題や外国人住民の増加など、地域活動の担い手不足や高齢化、固定化が進んでいます。

要援護者名簿を地域活動協議会、民生委員・児童委員などに提供し、日常的な見守りを展開しています。

近い将来、南海トラフ地震などの大規模災害の発生が懸念されるなか、災害時に支援が必要な方の支援内容が確認できる「浪速区個別支援プラン（個別避難計画）」

（※6）の作成と、住民どうしの助け合いである「共助」による災害時支援が円滑に行われる仕組みづくりを進めています。

【課題】

災害時にひとりでは安全に行動できない高齢者や障がい者などについて、日常的な見守りから災害時まで切れ目なく支援できる体制の強化が必要です。

【取組みの方向性】

・実際に災害が起きた時にも支援ができる実効性の高い仕組みとしていくために、地域見守り会議との連携強化や、地域の防災訓練等で浪速区個別支援プランを活用した安否確認訓練を実施するなど、地域における具体的な体制づくりを支援していきます。

※6 浪速区個別支援プラン（個別避難計画）

高齢者や障がいのある方など、ひとりでは安全に行動ができない方を円滑に支援できるように、避難支援や安否確認に必要な情報をあらかじめお一人おひとり個別に計画としてまとめておく共助の取組み

3 すべての人に
健康と福祉を



11 住み続けられる
まちづくりを



17 パートナーシップで
目標を達成しよう

